

基発第0307第3号  
平成26年3月7日

公益社団法人日本バス協会  
会長 高橋 幹 殿

厚生労働省労働基準局長

## バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請について

労働基準行政の推進につきまして、日頃より御理解を賜り感謝申し上げます。さて、平成26年3月3日、富山県小矢部市の北陸自動車道小矢部川サービスエリア駐車場において、高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客及びバス運転者の2名が死亡したほか、24名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

このような事故の発生は、乗客の生命がおびやかされるということのみならず、交通労働災害の防止という観点からも、看過しえないものであります。

本件の事故の原因等については、現在調査中ですが、同種事故の発生を防止するためには、労働基準法、労働安全衛生法等の法令をはじめ、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）や交通労働災害防止のためのガイドライン等も遵守していただくことが重要です。

貴職におかれましては、傘下の会員に対し、特に下記の事項について、改めて徹底を御指導いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 バス運転者の労働時間等については、労働基準法及び改善基準告示に定められた規定の遵守を、改めて徹底すること。
- 2 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対しては、労働安全衛生法に基づく面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。
- 3 バス運転者の健康管理を適切に行うため、労働安全衛生法に基づく健康診断を確実に実施すること。また、所見が認められたバス運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講ずること。
- 4 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理、乗務開始前の点呼等の実施、適正な走行計画の作成など、適切な措置を講ずること。